令和4年度

名古屋市立桜台高等学校いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、上記のことを踏まえ、また、本市学校努力目標である「ともに学び自分らしく生きる」の実現を目指して、以下の点を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

- 全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- 全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、「いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」ことについて、生徒が十分に理解できるようにする。
- 〇 いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、教育委員会・家庭・地域・関係機関等との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

2 校内体制

- ・校長をいじめ防止対応の責任者とし、「いじめ対策委員会」を中心として教職員間の緊密な情報交換や共通理解の徹底を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ・いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、多様 な専門性を持った職員が多面的に関わるなど、学校全体で組織的に対応する。
- ・「いじめ対策委員会」の構成員

運営委員、養護教諭、スクールカウンセラー

(その他必要に応じて当該生徒の担任、部活動顧問)

※子ども応援委員会との調整担当者:養護教諭

3 教職員一人一人の心構え

- 教職員一人一人が人権意識を持つ。
- ・教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- ・生徒とふれあう時間(放課・昼食・清掃・授業後などの時間)をできる限り 多く取る。
- ・生徒の話に耳を傾け、親身になって対応し、生徒が何でも相談できる信頼関係を築く。
- ・いじめ防止対策推進法第2条のいじめの定義に従って、積極的に認知する。
- ・いじめを見過ごしたり、気付きながら見逃したり、相談を受けながら対応を 先延ばしにしたりしない。
- ・いじめ(特に、暴力を伴わないいじめ)は、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知し、指導につなげる。
- ・暴力的な行為など「目に見えるいじめ」を目撃した場合は、速やかに止める などの指導を最優先させる。

4 未然防止の取組

- ・学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ 取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己肯定感・自己有用 感が高まるよう努める。
- ・生徒との心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、互いの違いを認め合うこと により多様性を認める。多様性の中で相互に補い合っていく中で、互いを認 め合える人間関係・学校風土をつくる。

(1) 道徳教育・人権教育

・「一人一人を大切にする」「相手の立場になって考える」「自分がされた くないことは相手にもしない」等、他を思いやる心、自他の生命を大切に する心を育むとともに、「死ね」「うざい」「きもい」など、人権意識に 欠けた言葉遣いに対する指導の徹底に努める。

(2) 授業づくり

- ・「わかる授業」「一人一人が参加・活躍できる授業」づくりに向けた教師 一人一人の授業力向上に努める。
- ・公開授業等により、互いの授業を参観し合う機会を位置付けるよう努め、 教科の観点からだけでなく、生徒指導の観点から授業を参考にし合うよう にする。

(3)集団づくり

- ・社会体験や交流体験の機会を計画的に配置し、他の生徒や大人との関わり 合いを通して、生徒が自ら「人と関わることの喜びや大切さ」に気付き、 学ぶ機会を設定する。
- ・単に、生徒が何かを体験すればよい、子ども同士が交流を深めればよい、 といった意識ではなく、生徒の年齢や発達段階に応じた集団の一員として の自覚や態度、資質や能力を育むために、多様性を認め合い、「友達のよ さに目を向け、積極的に認め合う活動」「グループや学級全体で助け合い、 共通目標を達成する活動」などの場や機会を設定する。
- ・生徒会の取組において、「なごや I N G キャンペーン」等の機会を生かし、 生徒自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止めること、そし て、自分たちでできることを主体的に考えて行動できるよう働きかける。

《学校全体での取組・活動》

「遠足」

「球技大会での取組」

「学校祭(桜舞祭)でのクラスの取組」

「毎週のHR活動」

「生徒会の各種委員会活動」

「さまざまな部活動の取組」

《各学年での中心となる取組》

【1年生】「校内オリエンテーリングにおける諸活動」

【2年生】「修学旅行における諸活動」

【3年生】「総合的な探究の時間における諸活動」

5 早期発見の取組

学級や部活動など、学校生活すべての場において、子どもをきめ細かく見守る。いじめの早期発見のために、日常的な観察とともに、質問紙によるアンケート調査、教育相談等における面談、担任による個人面談などを計画的に行い、日常の生徒の様子を把握することで早期発見につなげる。

(1)日常的な観察

・日頃から生徒との触れ合いを多くして、生徒一人一人の交友関係、行動、 思考の特徴をよく理解するようにし、いじめの兆候、生徒が示すサインを 見逃さないようにする。

(2) 定期的な無記名式(記名式)のアンケート調査

・「無記名式(記名式)アンケート」の実施により、いじめがどの程度起きているのかを定期的に把握し、未然防止の取組の評価・改善につなげる。

(3) 緊急的な記名式のアンケート調査

・重大事態が生じたときなど、事実関係を把握する必要がある場合は、緊急 的に記名式でアンケート調査を行う。

(4)教育相談

- ・いじめの被害者は「全力で守る」という学校・教職員の姿勢・決意を示す。 他の生徒のいじめについて見聞きした場合は、勇気を持って相談するよう 呼び掛けるとともに、情報の発信元は絶対に明かさないと伝えておく。
- ・気軽に相談できる存在があることを知らせるために、年度当初に、全生徒 ヘスクールカウンセラーとの面談が可能であることを紹介する。また、転 入時においても、スクールカウンセラーとの面談が可能であることを紹介 する。
- ・ (2) でのアンケート調査の結果等を基に、全ての生徒を対象として、教育相談週間を設ける。
- 生徒が希望する場合は、担任以外の教職員、スクールカウンセラーへの相談も可能とする。

(5) 保護者・地域との連携

- ・保護者に対しては、日頃から生徒のよい点や気になる点など、学校の様子 について連絡するように努めるとともに、生徒について気になることがあ れば速やかに学校に連絡していただくよう依頼しておく。
- ・地域に対しては、生徒について気になることがあれば速やかに学校に連絡 が入るよう依頼しておく。

(6) 相談機関紹介カード「あったかハート」の配布

- ・年度当初に、全生徒に配布し、各相談機関について周知する。
- ・生徒手帳に入れておく等、常時、いつでも見ることができるよう指導する。

(7) SNS相談

・相談する先が24時間365日あることを生徒に周知し、アクセスコード を配布する。

6 いじめに対する措置(重大事態・警察との連携を含む)

- ・特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- 教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、教育委員会・関係機関等 と連携し、対応に当たる。とりわけ、虐待や重大ないじめ、自死などにつな がる恐れのあるハイリスクな要因を抱えた生徒に関しては、早期発見・早期 対応の上で、関係機関との連携を図る。
- 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意する。

(1) いじめの発見時や相談・通報を受けたときの対応

- ・遊びや悪ふざけ、複数で一人を囲んでいる状況など、いじめと疑われる行 為を発見した場合、その場でその行為を止めたり注意したりする。
- ・生徒や保護者からの訴えに対しては、軽視したり後回しにしたりせず、真 摯に傾聴し、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には早い 段階から的確に関わりをもつようにする。その際、いじめられた生徒やい じめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 発見したり通報を受けたりした教職員は、一人で抱え込まず、速やかに「い じめ対策委員会」に報告し、情報を共有する。
- 「いじめ対策委員会」を中心として、速やかに関係生徒から事情を聴き取 るなどして、いじめの事実の有無の確認を行い、いじめの認知・判断をす る。
- ・以下のような「重大事態」については、速やかに教育委員会に報告し、連 携を図りながら対応に当たる。
- ○「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」
 - ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合
- ○「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」 ・30日を待たず、1週間をめどに連絡し概要を報告する。
- ○「生徒や保護者からいじめられて重大時代に至ったという申し立てがあ ったとき」
 - ・状況に応じて、所轄警察署・法務局・児童相談所など、関係機関との連携 を図る。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- 「複数の教職員で見守る」「いじめた生徒を別室で指導する」など、徹底 して守り通すことや秘密を守ることを伝え、安心して学校生活を継続する よう伝える。
- ・上記の対応によっても、いじめられた生徒が学校を欠席せざるを得ない状 況が続く場合には、学習の支援など、いじめられた生徒及びその保護者の 心情に寄り添いながら支援する。
 - その際、「出欠席の取り扱い」「成績への影響」について、いじめられた 生徒に不利益が生じないことを初期段階から説明するよう配慮する。
- ・保護者には、電話連絡だけでなく、家庭訪問等により、その日のうちに事 実関係を伝える。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーや外部専門家の協力を得る。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折り に触れ必要な支援を行うことが大切である。

(3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校 と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求め るとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ・いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の 健全な人格の発達に配慮する。
- ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、「特別の指導計画による指導」のほか、「教育委員会との判断による出席停止」、「警察との連携による措置」も含め、毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・傍観者に対しては自分の問題として捉えさせ、観衆に対してはいじめに加 担する行為であることを理解させる。
- ・学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめの解決とは、謝罪のみで終わるものではなく、双方の当事者や周り の者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻すことをもって判断す るようにする。
- ・全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ・名誉毀損やプライバシー侵害等、不適切な書き込み等については、教育委員会に一報するとともに、所轄警察署・関係機関に相談し、直ちに削除する措置をとる。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直 ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・警察、法務局、関係業者等の専門家を講師とした講演会を実施したり、相 談機関の窓口や、関係機関が実施する取組を周知したりする。
- ・パスワード付きサイトやSNS、スマートフォンや携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育の充実を図る。
- ・保護者に対しても、情報モラルに関する講演会等の実施や「情報モラル啓発資料」の活用を通して、現状について理解を求めるとともに、家庭における「スマートフォンや携帯電話の使用に関する約束事」を決めておいていただくよう、折に触れて依頼する。

7 校内研修の実施

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施し、教職員の資質向上に努める。

8 学校評価の実施

いじめの防止等のための対策に関わる取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて、その結果を公表する。

◆ いじめが発生した場合の対応の流れ ◆

直接目撃した

(暴力行為、からかい、死ね等の言葉など)

通報・相談を受けた

(本人、他の生徒、保護者などから)



その場で制止・指導 軽視・見て見ぬふりしない



軽視・後回ししない



「いじめ対策委員会」へ、事実を迅速・正確に報告

校長・教頭・運営委員・養護教諭・スクールカウンセラー

(その他必要に応じて当該生徒の担任、部活動顧問)

※子ども応援委員会との調整担当者:養護教諭

◆情報の共有

- ◆対応策の検討・協議・決定
- ◆関係生徒に関する情報収集
 - ◆関係生徒等への事情聴取
 - ◆いじめの有無の確認

いじめの認知・判断

重大事態

- ◇病院搬送等**応急処置**
- ◇教育委員会への一報 ◇教育・は教見等・のも
- ◇**警察・法務局等への**相 談通報(校長・教頭)
- ◇緊急アンケートの実施 (生徒指導主事・保健主事)

ネット

- ◇教育委員会への一報
- →委託業者へ相談
- ◇警察・関係機関への相 談通報

(校長・教頭)

- ◆被害・加害生徒の保護者への連絡・家庭訪問(担任·生徒指導主事等)
- ◆被害生徒の安全確保・心のケア(保健主事・養護教諭・S C等)
- ◆加害生徒への指導・別室指導・心のケア等の措置 (学年主任・生徒指導主事・SC等)
- ◆観衆・傍観者への指導(学年主任・生徒指導主事等)
- ◆状況に応じた謝罪等の場の設定(教頭)
- ◆客観的な事実(聞き取りの内容等)を、時系列で正確に記録
- ◆子ども応援季号金上連携(子ども応援委員会との調整担当者 P1 参照)

一定の解消

継続指導・経過観察

再発防止・未然防止の取組

桜台高等学校 いじめ防止のための年間指導計画

月	諸会議等		未然防止の取組		早期発見の取組		校内研修
4	職員会議 ・指導方針 ・指導計画 いじめ 対策委		互いを認め合う 学級づくり 学校生活の きまりについて	<u></u> ↑ わかる	あったかハート配付 前年度より引継 職員間での情報共有 SCによる生徒 相談の呼びかけ		
5			こころのSOS チェックシート①	授業・全員参	教育相談週間①		研修① ・生徒理解
6		事案	球技大会での取組	加し活		1 組織的	
7	保護者会 職員会議 ・情報共有 ・情報提供 依頼	発生・いじめ対策委員会の随		躍できる授業・毎週のHR活	教育相談週間② いじめアンケート① 全職員で情報共有 結果分析及び支援 方法の共通理解・ 子ども応援委員会 との情報共有	対応・スクールカウンセラー	
9	いじめ対策委	時開催 →	ストレスマネジメント	動・生徒会の名		- の活用 →	
10			こころのSOS チェックシート②	各種委員会活			研修② ・事例検討会
11	職員会議 ・情報共有 ・情報提供 依頼		なごやING キャンペーン	活動 →	教育相談週間③		

月	諸会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	校内研修
12	保護者会 ↑事案発生・ ・	人権講話 ↑ わかる授業	方法の共通理解・「椨」	研修③ ・人権研修 伝達
1	い じ じ め 対 ! 策	全 こころのSOS チェックシート③ 参	ス ク ル カ	
2	(策委		ウ 教育相談週間④ セ ラ	研修④ ・事例検討会
3	職員会議 ・年度末 反省	る 球技大会での取組 業 新年度に向けて →	の 活 用 →	